

雨水貯留施設等設置補助金について

雨水貯留とは？

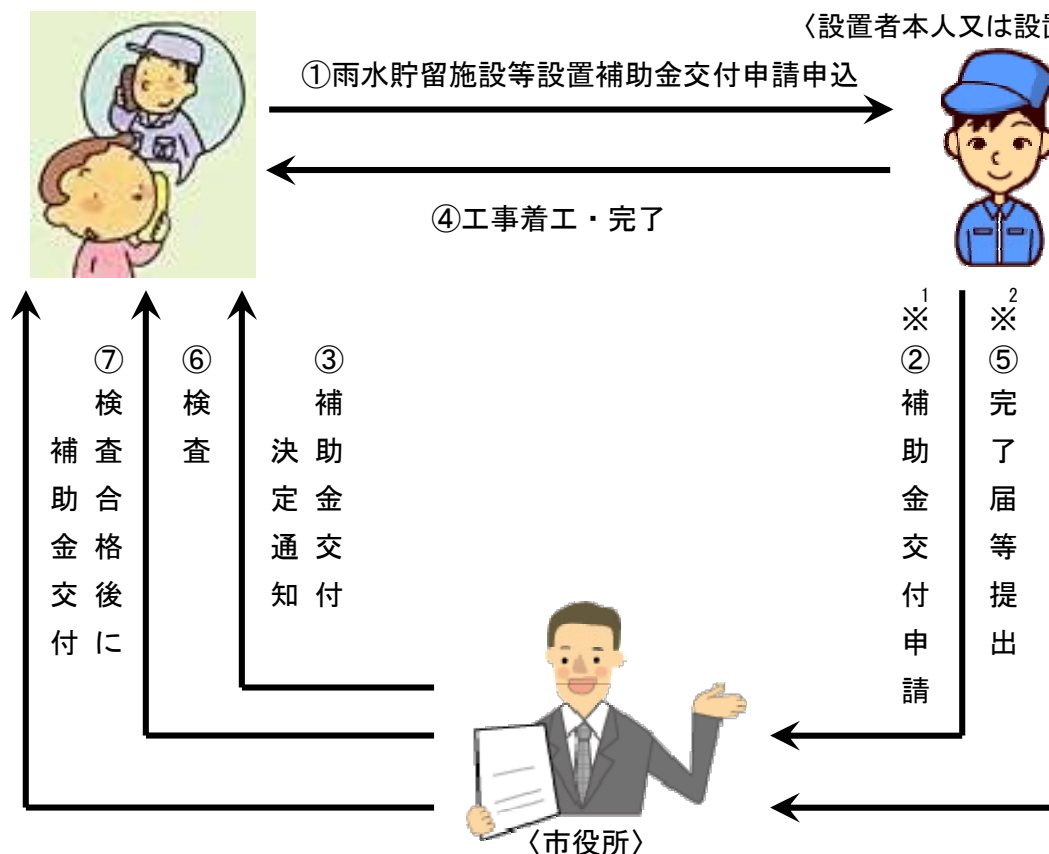
住宅に貯留施設を設置して、降った雨を蓄えることです。

雨水貯留を行うことにより、庭木や花への散水、洗車など、雨水を有効に利用することができ、また雨水の流出を抑制して、自助による防災対策を図ることができます。

● 補助金交付までの流れ

〈設置者〉

〈設置者本人又は設置工事業者〉



※1 交付申請に必要な書類

- (1) 雨水貯留施設等設置補助金交付申請書
(様式第1号)
- (2) 住宅位置図
- (3) 配置配管図
- (4) 構造詳細図
- (5) 工事費等見積書
- (6) 債権者登録申出書

※2 工事完了・完了検査に必要な書類

- (1) 雨水貯留施設等設置工事完了届
(様式第4号)
- (2) 雨水貯留施設等設置補助金交付請求書
(様式第6号)
- (3) 工事費等請求書及び領収書(写)
- (4) 設置工事等の写真
- (5) 配置配管図

※1 及び※2 は、設置者本人もしくは設置工事業者より提出してください。

□お問合せ先

丸亀市都市整備部下水道課業務担当

☎ (0877) 24-8850

雨水貯留施設（新設）



【仕様について】

* 雨どい等に接続し、給排水のための配管及び蛇口を１個以上備えており、内部の清掃が可能な構造であることが条件です。

（設置例）* 金額は概算です。

本体価格 ２万円～５万円（２００ℓ程度）

配管費等 ３万円～５万円

【対象者】

- ・ 丸亀市内で専用住宅または併用住宅にお住まいの方（予定者）
- ・ 市税、下水道受益者負担金、下水道使用料、農業集落排水事業受益者分担金、農業集落排水施設使用料等を完納されている方

【対象経費】

- ・ 雨水貯留槽本体購入費（* 容量が１００ℓ以上の施設）
- ・ 雨水の集排水のための配管に必要な材料費
- ・ 諸経費を含む工事費

【補助金額】

- ・ 対象経費の１０分の８（千円未満切捨て）
- ・ 上限 １００ℓ以上２００ℓ未満の場合 ４万円
２００ℓ以上の場合 ６万円
- ・ 一世帯あたり一年度内に一回限り

雨水貯留施設（改造）



（設置例）＊金額は概算です。

内部部品の撤去、改造	3万円～5万円
ポンプ設置費	5万円～7万円
配管費等	3万円～5万円

【対象者】

- ・ 丸亀市内で専用住宅または併用住宅にお住まいの方（予定者）
- ・ 市税、下水道受益者負担金、下水道使用料、農業集落排水事業受益者分担金、農業集落排水施設使用料等を完納されている方

【対象経費】

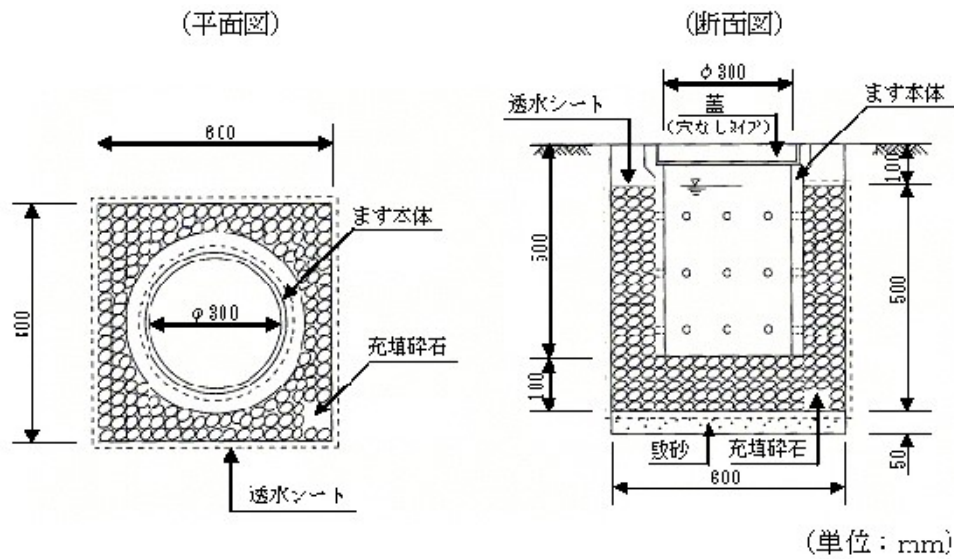
- ・ 既存浄化槽内部部品の撤去、改造費
- ・ 揚水用ポンプ、散水用ポンプ等の機器類の購入費
- ・ 雨水の集排水のための配管に必要な材料費
- ・ 諸経費を含む工事費

＊ 汚泥の抜き取り、清掃にかかる費用は対象外です。

【補助金額】

- ・ 対象経費の10分の8（千円未満切捨て）
- ・ 上限 15万円
- ・ 一世帯あたり一年度内に一回限り

雨水浸透施設



雨水浸透ます標準構造図

(設置例) 一箇所あたり 雨水浸透施設の工事単価
 口径300mmの浸透ます 約5千円
 設置工事費 約8千円

【対象者】

- ・丸亀市内で専用住宅または併用住宅にお住まいの方（予定者）
- ・市税、下水道受益者負担金、下水道使用料、農業集落排水事業受益者分担金、農業集落排水施設使用料等を完納されている方

【対象経費】

- ・雨水浸透施設のマテリアル費
- ・諸経費を含む工事費
- * 透水性ますの内径又は内径が150mm以上であること
- * 周辺地盤に影響がない箇所を選んで下さい。

【補助金額】

- ・対象経費の10分の8（千円未満切捨て）で、一箇所につき上限2万円
- * 一つの宅地に4箇所まで、一世帯あたり一年度内に一回限り